

指名停止措置状況

【建設工事等】

No.	業者名	登録代理人	住所	指名停止の期間	指名停止の理由
1	五洋建設株式会社	関東営業所	埼玉県さいたま市浦和区 高砂2-2-3	R5.3.28 ~ R5.4.27	西日本高速道路株式会社が発注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、下請業者の作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したことについて、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで提出しなかったとして、当該業者の従業員が労働安全衛生法違反により、令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため。
2	株式会社水機テクノス	関東支店	東京都世田谷区桜丘5- 48-16	R5.3.28 ~ R5.5.27	建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省近畿地方整備局から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
3	株式会社増岡組	東京支店	東京都千代田区鍛冶町1 -5-7 江原ビルディング5階	R5.4.27 ~ R5.8.26	広島県発注の県立高校改修工事において、同県職員から入札予定価格を入手し、受注したとして、令和5年2月22日に当該事業者の社員が贈賄及び公競売入札妨害の疑いで逮捕されたため。
4	青木あすなろ建設株式会社	さいたま営業所	埼玉県さいたま市大宮区 吉敷町1-23-1	R5.4.27 ~ R5.6.26	当該業者は、岩手県内における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に違反するとして、令和5年3月17日に国土交通省関東地方整備局から監督処分(同法同条第3項の規定に基づく営業停止処分)を受けたため。

指名停止措置状況

【建設工事等】

No.	業者名	登録代理人	住所	指名停止の期間	指名停止の理由
5	株式会社吹上技研コンサルタント	さいたま営業所	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町2-65-1-301	R5.7.4 ~ R5.10.3	当該業者は、本市が令和5年6月6日に執行した「電線共同溝予備設計業務委託(市道1020号線外1路線)」において、落札者と決定したが、業務の履行にあたり、特記仕様に記載のある要件を満たすことができないことを理由に、令和5年6月8日付で契約辞退届を提出して契約締結に応じなかったため。
6	株式会社フジタ	関東支店	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル17階	R5.7.18 ~ R5.8.17	当該業者が代表者を務める建設共同企業体の監理技術者(使用人)が、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日、石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
7	西武建設株式会社	関東支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町3-13-2	R5.9.15 ~ R5.11.14	当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、国土交通省関東地方整備局から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
8	西武造園株式会社	東日本統括支店	東京都豊島区長崎5-1-34	R5.9.15 ~ R5.11.14	当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさないものを監理技術者として工事現場に配置していた。これらのことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、国土交通省関東地方整備局から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。

指名停止措置状況

【建設工事等】

No.	業者名	登録代理人	住所	指名停止の期間	指名停止の理由
9	西武緑化管理株式会社	本店	埼玉県所沢市緑町1-1 -11	R5.9.15 ~ R5.11.14	当該業者は、建設業法第26条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。このことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、国土交通省関東地方整備局から同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
10	リベステ株式会社	本店	埼玉県草加市金明町389 -1	R5.10.6 ~ R6.1.5	当該業者の前代表取締役は、法定金利を超える利率で企業に融資したとして、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」違反により、逮捕、起訴されている。このことは、不正又は不誠実な行為であり、契約の相手方として不適当と認められるため。
11	株式会社小野組	関東支店	埼玉県さいたま市浦和区 常盤9-20-3 北浦和第二大栄ビル3階	R5.12.27 ~ R6.5.26	当該業者の常務取締役は新潟県新発田地域振興局が発注した、「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札において、新潟県職員から予定価格等の提供を受け、他の参加業者と公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたため。
12	ランドブレイン株式会社	埼玉事務所	埼玉県所沢市上新井3- 67-21	R6.1.15 ~ R6.1.25 (変更前 R6.1.15 ~ 変更前 R6.5.14)	宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事設計業務委託の指名競争入札において、入札の公正を害したとして、令和5年11月16日、ランドブレイン株式会社の社員が公契約関係競売等妨害罪の容疑で逮捕されたため、令和6年1月15日付で指名停止措置を行ったが、同社員が不起訴処分となったことが令和6年1月16日に判明したため。
13	株式会社久米設計	本店	東京都江東区潮見2-1 -22	R6.1.15 ~ R6.7.14	宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事設計業務委託の指名競争入札において、入札の公正を害したとして、令和5年11月16日、株式会社久米設計の九州支社長が公契約関係競売等妨害罪の容疑で逮捕されたため。